

増田地区まちづくり協定景観ガイドライン（平成 26 年 9 月 12 日制定）
～横手市増田地区の魅力的な街なみづくりに向けて～

増田地区では、まちづくり協定を締結しまちづくりの目標や方針を定めるとともに、下記のとおり景観ガイドラインを策定し、望ましい建築等を行う際の指針を設けています。

景観ガイドライン

項目		基準（主屋、特記ない場合は附属屋も同様）
建築物等	敷地・配置	○敷地は現在の歴史的街なみの建物間口を継承するよう努める①。 ○周囲の歴史的街なみに配慮し、建物の壁面は後退させない②。 裏通り：門塀を設け、主屋の壁面は道路から後退。
	基本形態	○原則、切妻造妻入③。 ○一階正面に下屋庇④。正面二階開口部に戸袋⑤。 ○道路側に出入り口と窓⑥。 ○附属家については、原則、切妻造。敷地形状に応じて寄棟造・入母屋造も可。 設置場所は原則主屋の背面後方。
	高さ・規模	○原則、木造とする。附属家については、土蔵造も可。 ○伝統的建造物の間口に準じる。 ○原則、地上二階以下。 ○基礎は歴史的風致を損なわないもの。
	屋根	○原則、切妻造③。敷地形状に応じて寄棟・入母屋造も可。 ○伝統的建造物に準じる勾配。 ○軒、けらばの出は伝統的建造物に準じる⑦。 ○棟飾りなどは伝統的建造物に準じる⑧。 ○原則、金属板葺。 ○色彩は灰色、黒、茶系統の色。
	下屋庇	○板庇もしくは板庇に倣う形状とする⑨。 ○金属板葺き。 ○色彩は灰色、黒、茶系統の色。
	外壁	○通り側妻壁は真壁白漆喰仕上げ⑩。二階妻面の小壁に梁組⑪。 側面は板張。堅板または下見板張り⑫。 ○側面や背面の軒下部等の小壁は真壁白漆喰仕上げ⑬。 木部又は木調製は自然の素材色を基調とした色彩が原則。 ○附属家については、原則、板張。堅板または下見板張り⑭。
	開口部	○通りから望見できる玄関、開口部及び建具の形態・意匠は伝統的建造物に準じる⑮。 ○外壁・開口部の木部又は木調製は、原則、自然の素材色を基調とした色彩。
工作物等	門	○切妻造平入で木製。形態や高さ、基礎、屋根勾配は周囲の伝統的な門に準じる⑯、⑰。 ○門扉・門は原則、木製又は木調製。形態は周囲の伝統的な門に準じる⑱。 ○木部又は木調製は、自然の素材色が基調。屋根又は冠木を金属板で覆う場合は灰色、黒、茶系統の色。

項目		基準（主屋、特記ない場合は附属屋も同様）
工作物等	塀	○塀は敷地間口幅一杯に設置。木製又は木調製。形態や高さ、基礎、屋根の勾配は周囲の伝統的な塀に準じる⑬、⑭。 ○塀に扉を設ける場合は、木製又は木調製の板戸。 ○木部又は木調製は、自然の素材色が基調。屋根又は冠木を設け金属板で覆う場合は灰色、黒、茶系統の色。
	屋外広告物	○規模は最小限。地区の歴史的風致と調和したものとする。 ○素材は木製又は木調製を原則とし、風情ある歴史的な広告物とする。照明は原則行わない。
	壁面設備等	○原則として、目立たない場所に置く。やむをえず置く場合は、色彩や囲いなどに工夫を行う。

※横手都市計画で決定した「横手市増田伝統的建造物群保存地区」については、横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画 別表6「修景基準」をガイドラインとする。

